

応急仮設住宅の設置に関する ガイドライン

平成20年6月

目 次

はじめに	1
1 ガイドラインの目的	1
2 ガイドラインの活用方法	2
第1章 応急仮設住宅の必要量・供給量の把握	5
1 応急仮設住宅の必要戸数の算定	5
1.1 住宅の被害概況の把握	5
1.2 住宅の被害詳細の把握（被害認定調査等との連携）	6
1.3 応急仮設住宅に関するニーズ等の把握	7
1.4 応急仮設住宅の必要戸数の算定	8
2 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定	12
2.1 一時提供住宅として利用可能な住宅の把握	12
2.2 応急仮設住宅の建設可能用地の把握	13
2.3 応急仮設住宅の建設資機材・労力の把握	14
2.4 その他の方法による応急仮設住宅の確保可能状況の把握	15
2.5 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定	16
3 応急仮設住宅の供給戸数の決定及び供給計画の策定	19
3.1 応急仮設住宅の供給戸数の決定	19
3.2 応急仮設住宅の供給計画の策定	20
3.3 応急仮設住宅の仕様及び配置計画の作成・決定	21
第2章 応急仮設住宅の供給	27
1 一時提供住宅の供給	27
1.1 公営住宅等の一時使用	27
1.2 民間賃貸住宅の借り上げ	28
2 応急仮設住宅の供給	31
2.1 応急仮設住宅の建設用地の確保	31
2.2 応急仮設住宅の建設資機材・労力の確保	33
2.3 応急仮設住宅の建設、維持管理	34

目次

第3章 入居者の募集、選定、生活支援等	42
1 入居者の募集、選定、入居手続き	42
1.1 入居者の募集	42
1.2 入居者の選定	43
1.3 入居手続き、引き渡し	44
2 入居者名簿の作成・管理、入居者の生活支援	47
2.1 入居者名簿の作成・管理	47
2.2 入居者の生活支援	48
第4章 応急仮設住宅の解消、撤去・処分	52
1 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援	52
1.1 恒久住宅への移行のための情報提供・相談、指導	52
2 応急仮設住宅の利用の長期化に対する措置	55
2.1 応急仮設住宅の供与期間の延長	55
2.2 応急仮設住宅の統廃合	57
3 応急仮設住宅の解消、撤去・再利用	59
3.1 応急仮設住宅の解消、撤去	59
3.2 応急仮設住宅の再利用	60
おわりに	63
1 応急仮設住宅の設置に関するマニュアル等の作成	63
2 都道府県と市区町村の連携	63
3 事前対策への取り組み	64
資料	65
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（例）	65
都道府県知事からの応急仮設住宅建設要請文（例）	67
賃貸借契約書（案）	68
委員名簿	71

はじめに

1 ガイドラインの目的

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊もしくは流出した被災者が発生した場合においては、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅が必要となる。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号 最終改正：平成18年6月7日 法律第53号）第23条で規定されている救助の種類の一つとして、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。

また、災害発生から復興までの一連の流れの中で見れば、一時的な居住の安定を図るようにするだけでなく、被災者による生活再建・住宅再建に向けての足がかりともなる重要な役割を果たすものである。

このようなことから、本ガイドラインは、災害発生後において、応急仮設住宅の設置にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。

本ガイドラインは、応急仮設住宅の設置に関して標準的な項目を基本としていることから、各地方公共団体において、ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを期待するものである。

2 ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、地方公共団体の応急仮設住宅の設置に関係する部局が活用することを想定している。

本ガイドラインは、災害発生前と災害発生後の両者において、次のような機能を果たす。

災害発生前においては、応急仮設住宅の設置に関して、地方公共団体のとるべき対応についてのチェックリストとしての機能である。災害発生直後からの実施内容について整理し、そのための準備や取り組みをチェックするものであるとともに、地方公共団体が独自のガイドラインやマニュアルを作成する際の参考になるよう努めた。

災害発生後においては、地方公共団体が応急仮設住宅の設置を行うための指針としての機能である。災害発生直後からの実施内容を整理することにより、実際に対策の任務にあたる職員が迅速・的確な対応をとることができるよう努めた。

本ガイドラインは、多くの地方公共団体で活用されるよう、現時点で考えられる標準的な項目について記載している。このため、各地方公共団体においては、それぞれの地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生前から、必要となる対策について検討し、独自のガイドラインやマニュアルを作成しておくことが望ましい。また、災害後における復興対策の進捗状況や評価を行うにあたっては、対応すべき項目ごとの実施時期を入れておくことも有効と考える。

なお、本ガイドラインでは、応急仮設住宅の設置に関して、より具体的かつ読み手の理解を促進するため、応急仮設住宅と一時提供住宅（災害救助法の応急仮設住宅のうち、公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借り上げによるもの。以下同じ。）と表現を分けて使用している箇所もあるがご理解いただきたい。

応急仮設住宅の設置に関するフロー（災害時）

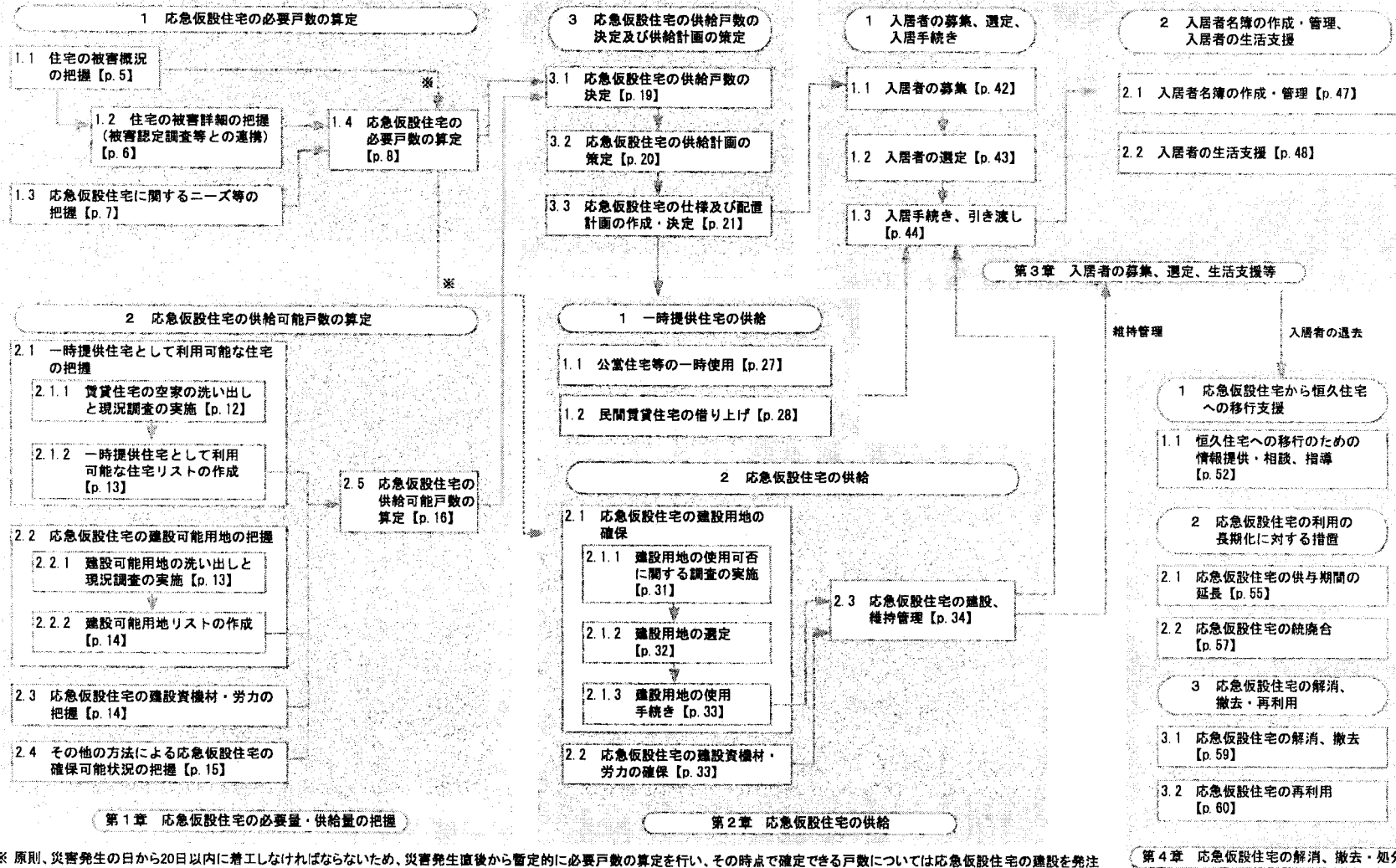
災害発生直後

避難生活期（避難所→応急仮設住宅へ）

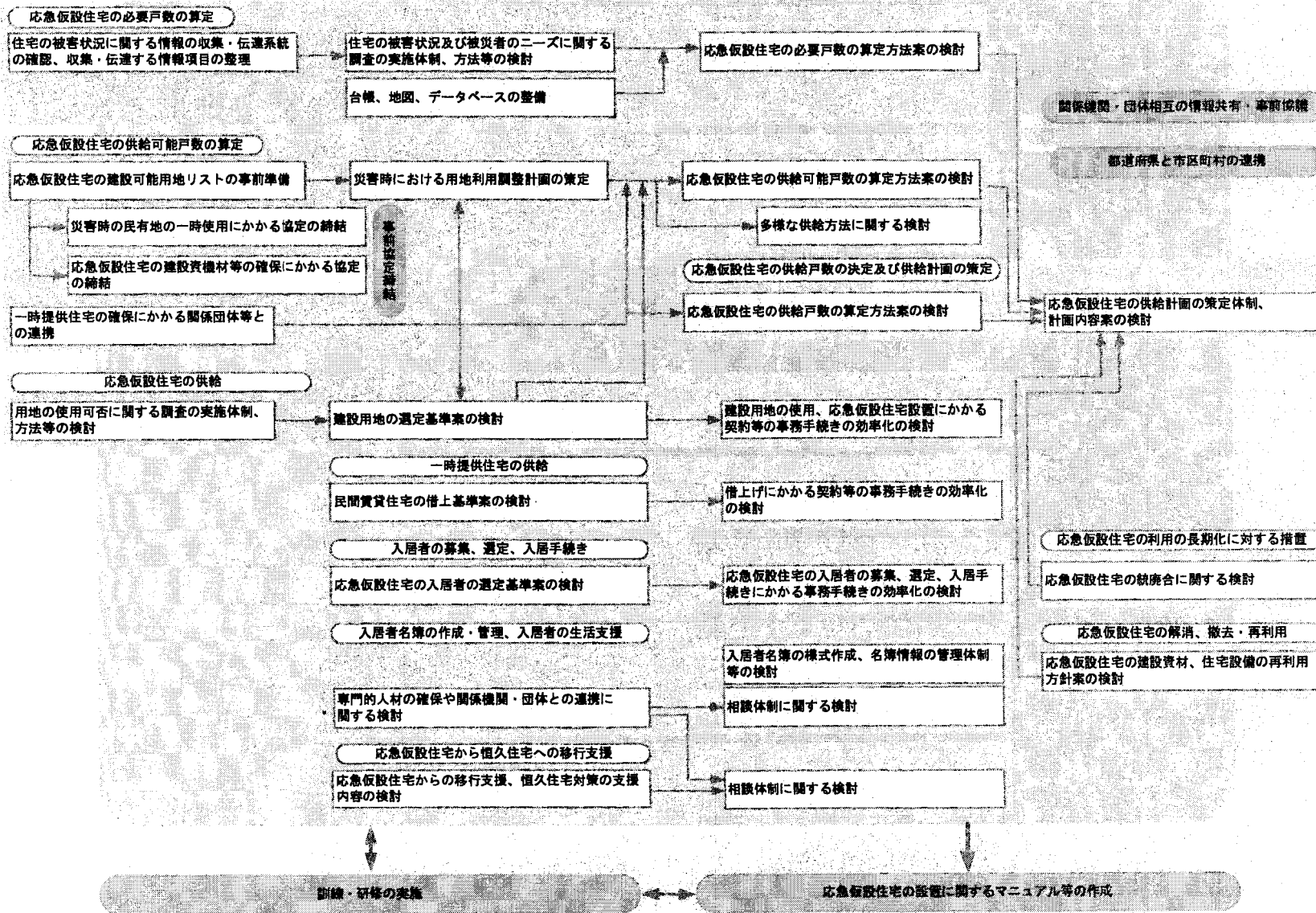
応急居住期（応急的な居住の場の確保）

被災者の不安を解消するために、できるかぎり早く入居できるように

災害発生直後から暫定的に必要戸数の算定、その時点で確定できる戸数は建設発注



応急仮設住宅の設置に関するフロー（平常時）



第1章 応急仮設住宅の必要量・供給量の把握

本章では、応急仮設住宅の必要戸数及び供給可能戸数の把握、並びに、応急仮設住宅の供給戸数の決定と供給計画の策定について記載する。

1 応急仮設住宅の必要戸数の算定

趣旨

災害発生直後から住宅の被害概況を把握し、その後引き続き住宅の被害詳細及び被災者に対する応急仮設住宅に関するニーズ等の把握を行い、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。

実施内容

1.1 住宅の被害概況の把握

- 都道府県、市区町村は、出先機関（地方事務所、出張所等）からの情報、設置している観測装置からの観測情報、警察、消防、自衛隊からの情報、自主防災組織や地区住民からの通報、テレビ等のマスコミ報道など、あらゆる方面から、できるかぎり被害情報を収集する。また、災害発生直後から実施される応急危険度判定の結果についても把握する。
- 都道府県、市区町村は、甚大な被害が想定される地区等には、職員を派遣し、情報を収集する。
- 都道府県、市区町村は、これらの情報を集約し、住宅の被害概況を分析する。都道府県と市区町村は、情報の共有化を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 災害発生直後は、通信の混乱・途絶や道路閉塞などにより情報の収集・伝達が困難になるが、情報待ちの姿勢は避け、速報値、局地的な情報であっても、住宅の被害状況に関する情報を収集するよう努める。

1.2 住宅の被害詳細の把握（被害認定調査等との連携）

- 都道府県、市区町村は、住宅の被害詳細を把握するための調査体制を整備する。必要に応じて、他の地方公共団体に職員派遣を要請するとともに、建築士会等関係団体に協力を要請する。
- 都道府県、市区町村は、住宅の被害詳細の調査結果、航空写真、地図、建物や土地の台帳、地図情報システムを活用し、被害台帳及び被害地図を作成し、住宅の被害詳細を分析する。都道府県と市区町村は、情報の共有化を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 市区町村においては、被害程度の認定基準に基づき、住宅の被害認定調査を行うことから、住宅の被害詳細の把握に際しては、関連する他の調査と調整・連携し、効果的・効率的に調査を実施する。
- 住宅の被害認定調査の結果や罹災証明の発行等の情報については、データベースとして整備しておく。

1.3 応急仮設住宅に関するニーズ等の把握

- 都道府県、市区町村は、被災者の実態及び応急仮設住宅に関するニーズを把握するための調査体制を整備する。必要に応じて、他の地方公共団体に職員派遣を要請するとともに、ボランティア・NPOに協力を要請する。
- 都道府県、市区町村は、被災世帯に対して、当該世帯の住宅被害の状況や応急仮設住宅への入居希望等について、ヒアリング調査、アンケート調査を実施する。
 - ・ 調査対象：被災世帯（避難所滞在世帯、疎開世帯、自宅残留世帯）
 - ・ 調査項目：①住所、②世帯主及び世帯構成員の氏名、年齢、性別、職業、③世帯年収、④健康状態、⑤住宅の所有関係・建て方・構造、⑥住宅の被害状況、⑦当面の居住に関する意向（応急修理して自宅に住み続ける、応急仮設住宅に入居、親戚等の住宅に間借り、その他）、⑧住宅の再建意向（住宅を補修・建て替え、住宅を購入、公営住宅等に入居、民間賃貸住宅に入居、その他）、を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査を実施する。
- 都道府県、市区町村は、被災者の実態及び応急仮設住宅に関するニーズの調査結果を集約し、分析する。都道府県と市区町村は、情報の共有化を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 調査を受ける側である被災者と調査を実施する職員の双方に、過度の負担がかからないよう、調査の実施にあたっては、関係部局が相互に調整・連携を図り、効果的・効率的に調査を実施する。
- ワンストップ型の相談窓口を設置し、窓口で受けた相談、把握した再建方針、世帯分離・住民登録の状況等を、被災世帯台帳を用いた被災世帯データベースを用いて一元的に管理することが重要である。
- 高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮する。
- 住宅の再建意向については、継続的に把握する。

1.4 応急仮設住宅の必要戸数の算定

- 都道府県は、上記1.1～1.3の結果、市区町村の意見等を踏まえ、必要となる応急仮設住宅の必要戸数を算定する。
- ただし、1.1～1.3のすべてが完了しなければ、必要戸数の算定ができないということではない。応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない（ただし、大災害等で現実の問題として20日以内に着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められる）ことから、災害発生直後から暫定的に必要戸数の算定を行い、その時点で確定できる戸数については応急仮設住宅の建設発注を行い、さらに調査の進捗状況を確認しつつ、必要戸数の補正・確定を行うものとする。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 被災者の不安を早期に解消するため、応急仮設住宅を建設するかどうかをできるかぎり早く決定し広報するとともに、応急仮設住宅の建設を決定した場合は、災害発生直後の早い段階から建設に着手し、応急仮設住宅の建設動向や完成予定時期について広報することも重要である。
- 災害救助法の応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅の確保ができない者（世帯単位）であり、生活保護者、失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障害者、勤労者、小企業者、その他の経済的弱者等が対象の目安とされている。

ただし、具体的な対象の範囲については、法制度の趣旨を踏まえ柔軟に対応する必要がある。また、特別な事情がある場合は厚生労働大臣との協議を行うことも可能である。さらに、既往災害の事例に鑑みると、実際には資力に関わらず、何らかの事情で応急仮設住宅への入居が必要な被災世帯に応急仮設住宅を供与している場合もあることから、必要戸数の算定にあたっては、住宅の被害状況や被災者のニーズ調査等から、必要となると考えられる戸数を算定するものとする。

- 全壊の定義については、「住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。」とされている（「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号 内閣府政策統括官（防災担当）から警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて通知））。
- 地域別、世帯タイプ別での必要量のほか、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の必要戸数についても算定する。

応急仮設住宅の供与の対象となる者について

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
住家以外の建物、例えば、土蔵、小屋、工場、倉庫等のみが被害を受けた場合は、この制度の対象とはならない。
ここに住家というのは、現実とその建物を居住のために使用していたものをいうものであり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。従って、通常は非住家として取り扱われる小屋等であっても、事実上、そこを住家として使用していた場合は、これを住家を含める。
- イ 居住する住家がない者であること。
住家が全焼、全壊もしくは流失しても、離れが残り、居住に差し支えない者は、この制度の対象とはならないものである。
また、当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあったり、地滑り又は火山噴火等により市町村長の避難指示等を受け長期にわたり自らの住居に居住できないなど、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
避難所への収容及び炊出し等が応急救助の第一次的救助といえらば、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理等は第二次的救助といえることができる。